

## 平成 30 年 予 算 決 算 委 員 会 会 議 録

1. 招集年月日 平成 30 年 3 月 13 日
2. 招集の場所 可児市役所全員協議会室
3. 開 会 平成 30 年 3 月 13 日 午前 8 時 56 分 委員長宣告
4. 審 査 事 項

### 審査事件名

- 議案第 1 号 平成 30 年度可児市一般会計予算について
- 議案第 2 号 平成 30 年度可児市国民健康保険事業特別会計について
- 議案第 3 号 平成 30 年度可児市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 4 号 平成 30 年度可児市介護保険特別会計予算について
- 議案第 5 号 平成 30 年度可児市自家用工業用水道事業特別会計予算について
- 議案第 6 号 平成 30 年度可児市農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第 7 号 平成 30 年度可児市可児駅東土地地区画整理事業特別会計予算について
- 議案第 8 号 平成 30 年度可児市土田財産区特別会計予算について
- 議案第 9 号 平成 30 年度可児市北姫財産区特別会計予算について
- 議案第 10 号 平成 30 年度可児市平牧財産区特別会計予算について
- 議案第 11 号 平成 30 年度可児市二野財産区特別会計予算について
- 議案第 12 号 平成 30 年度可児市大森財産区特別会計予算について
- 議案第 13 号 平成 30 年度可児市水道事業会計予算について
- 議案第 14 号 平成 30 年度可児市下水道事業会計予算について
- 議案第 15 号 平成 29 年度可児市一般会計補正予算（第 5 号）について
- 議案第 16 号 平成 29 年度可児市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 17 号 平成 29 年度可児市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 18 号 平成 29 年度可児市下水道事業会計補正予算（第 2 号）について

### 5. 出席委員 (20 名)

委 員 長	澤 野 伸	副 委 員 長	天 羽 良 明
委 員	林 則 夫	委 員	可 児 慶 志
委 員	亀 谷 光	委 員	富 田 牧 子
委 員	伊 藤 健 二	委 員	中 村 悟
委 員	山 根 一 男	委 員	山 田 喜 弘
委 員	川 合 敏 己	委 員	野 呂 和 久
委 員	勝 野 正 規	委 員	板 津 博 之
委 員	伊 藤 壽	委 員	出 口 忠 雄

委員 渡辺 仁美  
委員 田原 理香

委員 高木 将延  
委員 大平 伸二

6. 欠席委員 なし

7. その他出席した者

議長 川上 文浩

8. 説明のため出席した者の職氏名

企画部長 牛江 宏

総合政策課長 瀬瀬 新吾

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 杉山 修

議会総務課長 松倉 良典

議会事務局書記 山口 紀子

議会事務局書記 林 桂太郎

○委員長（澤野 伸君） それでは、皆さん、おはようございます。

定刻前ではございますが、おそろいでございますので、ただいまから予算決算委員会を再開させていただきます。

本日は、報道機関から取材の申し込みがありましたので、よろしく願いをいたします。

また、傍聴を希望される方がお見えですので、あわせてよろしく願いをいたします。

本日審査に入ります前に、せんだっての質疑の段階での、私が東美濃ナンバー実現協議会の動向についての情報収集を皆様にお約束をさせていただきました。審査に入る前に、企画部長、総合政策課長がお見えですので、本日までの動きについて御報告をさせていただきたいと思えます。

○企画部長（牛江 宏君） 皆さん、おはようございます。

本日、今、委員長のほうから紹介ありましたように、このような機会をまず設けていただきましたことにお礼を申し上げます。ありがとうございます。

まず、せんだって平成30年3月7日の予算決算委員会以降についてのお話をさせていただきます。

3月7日の予算決算委員会では、報道等によります期間延長の申し入れ自体が報じられておりましたが、審議についての回答ができなかったこと、これは承知していないということでお答えさせていただきました。また2月23日に、2月中の岐阜県への導入申し込みを延期した理由等も内部調整をしているということで回答として十分出なかったということから、今回、不透明な部分を皆様方にお知らせする機会ということでお願いしたいと思えます。

まず、昨日3月12日に担当者会議が開催されました。あくまでも担当者会議でございます。その中でまず従来の方針については、基本的に変えるというのではなく、国土交通大臣への申し込みにつきましては前から御紹介させていただいていますように、岐阜県から国土交通大臣に3月30日期限で提出するというようになっておりますが、この申し込みを6か月延期することで進めていくというような協議が昨日されたところでございます。

これは、担当者会議のため決定事項ではなく、まずは事務的に作業を進めること。そして、各市町の首長にはこの方向性を説明し、了解のもと、必要なことは協議会での確認や合意等も行った上で取り組んでいくということでございますので、そのあたりも御了解いただきたいと思えます。

まずは、導入を延期するという一番大きな理由でございますが、先ほど少し触れさせていただきましたが、2月16日の協議会にて、6市1町は岐阜県知事に対し導入申込書を提出することを決議しておりますが、これは基本的にはこれを変えるというものではございません。なお、国土交通省の要綱上は、岐阜県が6市1町の合意を得て国土交通大臣に申し込むという制度となっております。あわせて協議会にて、2月16日でございますが、会長から東美濃ナンバーの導入に対しいろいろな意見があることを踏まえ、各市町一層の周知に努め

るということを提案されまして、これは全員で合意を得たということでございます。これらを踏まえまして、住民への周知を進めていくということに対しましては、一定の期間が必要だという、まず事務的な判断をきのうの時点で確認の上、岐阜県への申し込みを延期するというところでございます。内容については、先ほど申し上げましたように、3月30日の期限を6カ月延期するよう県に申し入れまして、県から国土交通大臣に申し入れをしていただくということをお願いしていくということでございます。これはまだスタートしておりませんので、これから岐阜県のほうに、早速ということですので、すぐにでも事務的に協議を進めさせていただくというものでございます。

この延期に係る内容補足でございますが、もともと導入申し込みは、各市町の首長が別々にすればよかったんですけども、これは7市町が一体となって進めるということで、基本的には足並みをそろえて進めるといことで、今回についても6市1町、7市町の首長が今回は別々じゃなくて連名で岐阜県に申し入れを行う予定であります。なお、今、協議の窓口としましては、これはもともと首長が提出するものでございますので、多治見市が窓口として進めておるとい状況でございます。

それから申し入れに当たりましては、協議会での合意を予定しておりまして、これは会議または書面表決を含めて対応するというところで、きのうの担当者会議では整理をしております。

なお、周知につきましては、あらゆる手段を視野に今後詰めていくということで、具体的に今の段階で何をどうするというところではございません。まずは、周知活動を継続するというところを決めさせていただいております。

それから期間延長を前提に、これは年度明けからデザインの検討に入りたいという意向がございまして、これはあくまでも担当者会議レベルでの検討でございます。基本的に申し入れの期間延長が実現したとしても、デザインの延長がない場合に備え、事務的な対応を進めていきたいというようなことで、作業のほうも並行で進めるというようなことも協議されたところでございます。

今回、東美濃ナンバーによる広域連携につきましては、観光振興・地域振興・経済振興など幾つかの効果が見込まれる中で6市1町が一体となって、足並みをそろえてスタートしたところでありまして、そのメニューの一つが東美濃ナンバーでございます。導入への効果に期待し、経済団体とともに取り組んでおります。市議会の開会冒頭でも、市長から未来志向の東美濃広域観光を進めるというように申し上げましたように、現在、東美濃ナンバーの導入に望みが残されている以上、あらゆる手段を視野に可能な限り努力をしておりますので御理解、御協力をお願いします。重ねて、よろしくお願いたします。以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） ただいまの説明におきまして、委員の皆さんから御質疑あれば、承りたいと存じますがいかがでしょうか。

○委員（板津博之君） まず事実確認からです。

昨日の担当者会議というのは、いつ、どこで行われましたか。

- 総合政策課長（瀨瀬新吾君） 昨日の午後2時から、多治見市にあります多治見産業文化センターで行われました。
- 委員（板津博之君） 参加メンバーがわかれば、教えてください。
- 総合政策課長（瀨瀬新吾君） 6市1町の企画担当の課長、係長、それから6市の商工会議所の専務理事ほか、あと6市1町内にあります商工会の事務局長ほかが出席をしておりました。
- 委員（板津博之君） 可児市からは、たしか自治連合会と観光協会も協議会のメンバーになっていたと思うんですが、その方たちは参加されたんでしょうか。
- 総合政策課長（瀨瀬新吾君） 担当者会議ということで、先ほど御説明しましたメンバーだけの会議でございました。以上です。
- 委員長（澤野 伸君） 他に御質疑あれば。
- 委員（伊藤健二君） 担当者会議は決定機関ではありませんね、実務執行補助機関ですよ。そうなりますと、延期をするという方針は方針としては理解しましたが、それについてそうしようということで協議会が決定をして、それで足並みをそろえて新しい対応をしているというふうになるのはいつの予定となっていますか。
- 企画部長（牛江 宏君） 先ほど少し触れさせていただきましたが、今その方向で事務的な機能確認というか協議ができましたので、早速、各市町の首長にその内容を説明し、合意が得られれば、どういう形で申し入れていくか、基本的には書面で申し入れていくということも当然ありますので、それらについて中身を整理した上で、先ほど言いましたように会議または書面表決で協議会の中で合意を得ていくということは、きのう確認をしております。
- 委員長（澤野 伸君） 他に御質疑ありましたら。
- 委員（板津博之君） 当初のスケジュールですと、平成30年の4月から11月の間にナンバーの図柄検討、それから住民意向調査を行うという予定だったわけですが、これを6カ月延期ということになりますと、先ほどの御説明では年度明けから並行して図柄のデザインの検討に入るといったことだったわけですが、住民意向調査は行われる予定なんでしょうか。
- 企画部長（牛江 宏君） その作業については、当然必要なことだと思っております。ただし、導入申し込みを6カ月延ばすということが実現すれば、9月末に国土交通省に申し込みになりますので、その後、図柄の検討という時間ではなしに、先ほど申し上げましたように12月がデザインの締め切りになりますと、その間で住民意向調査というのは行わなければいけないという当然のスケジュールの中に入ってきますので、厳しいとは思いますが、作業的にはやるということになると想定をしております。
- 委員長（澤野 伸君） 他に御発言。
- 委員（可児慶志君） 6カ月の延期を申請するというのを担当者会議のレベルで決めて、それを県は受けるのかとか、国が同意してもらおうのかというのは、担当者会議のレベルでは全く見込みがつかないとは思いますが、どんな、それ以上の情報というのはありますか。
- 企画部長（牛江 宏君） 正直申し上げまして、ございません。ただ、すぐに協議に入ると

ということですので、少しずつめどというのは見えてくるというふうに理解しております。

また国につきましては、私ども市町が直接交渉できる機関ではございませんので、あくまでも県を通して協議をしていただくということになります。私どもとしては先日の新聞報道の真偽は別にしまして、国のほうでは、特段の理由で、いついつまでおくれるというちゃんとした要望書が自治体から出た場合には無視せず検討することになると思うという回答を、私どもとしては信じて作業をまず進めてまいりたいというところがございます。

○委員長（澤野 伸君） 他に御発言はよろしいでしょうか。

○委員（板津博之君） 先ほどの説明の中で、きのうの担当者会議の中での話だったかと思うんですが、今回の延期の理由について、会長から周知に努めるということをおっしゃられたと思うんです。その後、その周知には一定の期間が必要だというふうにおっしゃられているということは、現状では周知ができていないということ、暗に認められているということになるのでしょうか。

○企画部長（牛江 宏君） 済みません。ちょっと私のほうがうまく伝わってなかったら申しわけございません。

まず2月16日の席では、会長のほうから、東美濃ナンバーの導入に対しいろいろな意見があることを踏まえ、各市町一層の周知に努めることを提案されて合意をしています。

それを今度は、担当者会議の中でいろんな意見があり、住民への一層の周知に努めるには一定の期間が必要という判断をして、岐阜県への申し込みを延期するというのは、会長からその場で提案されたことではございませんで、担当者会議でその話をさせていただいたということで、よろしく願いいたします。

○委員（高木将延君） 周知には一定の期間が必要だということと、それに対してまだ内容は何も決まっていないということ、今説明を受けたんですが、周知というのは何を周知するのに必要なのか、これは東美濃になりますよという周知なのか、今まだ検討していますよという周知なのか、皆さん賛成ですか反対ですかという周知なのか、その辺はどうなんでしょうか。

○企画部長（牛江 宏君） 基本的には、東美濃ナンバーを皆さんに、まあ導入というところは先ほど言いましたように、2月16日の協議会で導入に対する申込書を提出するというのは決めておりますので、それ自体に係ることを何か別に再検討するとかではございませんので、基本的には東美濃ナンバーを導入するに当たっての住民への周知ということですので、東美濃という名称であったり、ナンバーの導入であったりということの全てだというふうに私どもは理解しておりますし、きのうの時点ではそこまで詳細に、先ほど言いましたように決まったわけではございませんので、今後はあらゆる手段を使ってそういうことに対して市町が取り組むという姿勢を、まず確認したというところだというふうに理解しております。

○委員（高木将延君） そうすると、周知の内容というのは、申し入れをして決まってから住民に周知する内容と変わらないということになりませんか。

○企画部長（牛江 宏君） それはまだこれからですので、仮に私ども可児市としましては、

東美濃ナンバーの導入だけではなしに、まず東美濃というものが可児市にとってこれから広域観光を進めるといふことで重要なキーワードになるといふことでPRさせていただいておりますので、そういうことを含めてのPRになっていくといふふうに理解しております。

○委員（高木将延君） 導入決定の場合、やはりそういう東美濃のPRって必要だとは思いますが、その周知に一定の期間が必要とする中で、導入の申し入れに対する延期の理由になっているのかなといふのがちょっと疑問なんですけど、そのあたりどうなんでしょうか。

○企画部長（牛江 宏君） 私どもとしては、先ほど申しあげましたように、今回の延期の理由といふのは一定期間必要だといふような判断で、今回その方向で進めるといふことにまとめたところでございます。

○委員（高木将延君） 再度確認させてください。

住民の方が、東美濃ナンバーに変わりますよといふことにいろいろわかってきたことがあったとしても、導入決定といふか、申し込みをするといふことには変わりはないといふことですよね。

○企画部長（牛江 宏君） それについては、今回変えるといふことは出ておりません。

○委員（田原理香君） 先ほど一定期間が必要といふところの中での6カ月延期といふ、この根拠といふのは何でしょうか。朝ドラとか何かでしょうか。

○企画部長（牛江 宏君） 特に6カ月の根拠を数値化したものはございません。ある程度、一定期間といふことで6カ月が妥当であろうといふことで、事務局としてまとめたところでございます。

○委員（山根一男君） ちょっと事実関係だけ教えてください。

事務局会議といふか、担当者会議とかそういう枠組みでの会議といふのは、今までにもあったんでしょうか。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） 今までにもございました。昨日が5回目の会議です。

○委員（山根一男君） そうしますと、2月の末、23日にファクス一枚で延期を決めたといふふうに聞いていますけれども、その時点では担当者会議等はなかったんでしょうか。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） 県への申し込みを延期することについての担当者会議は、開かれておりません。

○委員（山根一男君） その重大な決断をどなたがされたとか、その辺は事務局ではわかりませんか。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） 7市町が一緒に導入申込書を県へ持っていく方向で相談をしておりましたけれども、これも事務局、多治見商工会議所と多治見市を中心にそういった相談をされて、各市町に投げかけられて、私どもはそれについて了解をしたといふことでございます。

○委員長（澤野 伸君） 他に御発言は。

○委員（川合敏己君） 日程的なところで、ちょっと質問させてください。

担当者会議の中で決まっている今の日程としましては、いつごろ県のほうに延長の申し入

れをするのか。3月末が今ガイドラインの中では国への提出の締めになっておりますので、ちょっとそちらのほうを教えてください。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） 具体的なまだ日取りは決まっておりますが、3月30日までは県に延長の申し入れをしていただくようお願いをしていくということでございます。

○委員（高木将延君） 3月末までにといいことですが、県のほうもそれを検討して国のほうに申請を出す期間があるかと思うんですけど、そのあたりはどのような日程を考えられているのでしょうか。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） 昨日の担当者会議の結果を踏まえて、多治見市が窓口になって県のほうに協議をさせていただくことになっております。その中で、今御指摘の点も踏まえて、県に申し入れる日にちを3月30日より前に設定することになるであろうというふうには考えております。

○委員（高木将延君） あと、県のほうの回答というのがあると思うんですけど、ここで県が国のほうにそういうふうにお願ひしますと言った場合は、今考えられているような日程になるかと思うんですけど、これを、じゃあ県のほうからも延期の申し入れはしないということになったら、それ以降すぐに県に導入申し入れをするということになるのでしょうか。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） 今のような状況は想定していません。具体的に県が受けなかったことについては、協議はしてありません。

○委員（高木将延君） 県が動かなかった場合というか、基本的に、今、国のほうの締め切りが3月末ということなんですけど、それに向けて県が受ける受けないはあると思いますし、それに対して県のほうも国のほうに延期を申し入れるのか、また市のほうから出された導入申し込みを受けて、国のほうに導入を申し入れるのかという動きがあると思うんですけど、そのあたり両立てで考えないと、日程つかないんじゃないでしょうか。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） そういうことも含めて、県のほうに相談をさせていただくことになると思います。

○委員（田原理香君） 延期においては、ちょっと見切り発車的なところが感じられますが、これは6カ月たった後に住民アンケートをやられるということですが、もしそのときに、やはり過半数の同意を得られないということだったらどうするかという話は出ているのでしょうか。

○企画部長（牛江 宏君） 済みません。これも説明不足で申しわけございません。

次のアンケートにつきましては、デザインのアンケートでございますので、導入の可否についてのアンケートではございませんので、デザインについては、やはり一番多いデザインを基本選択ということはあるというふうに考えております。

○委員（板津博之君） 私も今、質問しようと思ったんですけど、周知に一定の期間が必要だということで延期をされると。じゃあ何をして、その周知がされたという判断をされるのかを、私はちょっと聞きたいんですけど。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） 今の御質問については、具体的な協議はしてありません。



- 委員長（澤野 伸君） 他に。
- 委員（板津博之君） もう一回確認なんですけど、そうすると、図柄、デザインについての住民意向調査はされるけれども、今回6カ月延期をして、その周知がされたかどうかを判断するためのアンケートなり住民意向調査は、きのうの担当者会議においては何も話がなかったということによろしかったですか。
- 総合政策課長（瀬瀬新吾君） 導入については、1月にアンケート調査をしております。再度のアンケートを実施するかについては未定ということでございます。
- 委員長（澤野 伸君） 他に御発言。
- 委員（渡辺仁美君） 関連的な質問で恐縮ですが、民意の反映はこの一連の協議の中でどの時点でされたとお考えですか。アンケート調査なのでしょうか、あるいはそういった住民等の合意形成はされたとお考えでしょうか。
- 企画部長（牛江 宏君） これは先ほどお話ししましたように、2月16日の協議会で知事に申込書を提出するということで決まったというふうに理解しております。
- 委員（渡辺仁美君） 関連的なんですけれども、もう少し丁寧な合意形成が必要だったとお考えかどうか、お答えは端的で結構です。
- 企画部長（牛江 宏君） 反問でいいですか。
- 委員長（澤野 伸君） はい、反問を認めます。
- 企画部長（牛江 宏君） 丁寧な合意形成という意味合いを、もう少し御説明いただけますでしょうか。
- 委員（渡辺仁美君） 少なくとも、私たちの所有物であるところにナンバーを取りつける、そもそものほうに戻ってしまいますけれども、そういったことに対する住民の意識調査だとか、そういった合意を醸し出す一定期間とかそういったことを、説明は十分に受けていますけれども、結果的にもう少し必要だったのかどうかという質問です。
- 企画部長（牛江 宏君） 再度、質問でいいですか。
- 委員長（澤野 伸君） 再度、認めます。
- 企画部長（牛江 宏君） 何が必要だったというお答えをしたらよろしいでしょうか。
- 委員（渡辺仁美君） ですから、住民の合意を得るアンケートの数字だけでない、もう少し、先ほどおっしゃった観光交流のための東美濃ともし結びつけるのであれば、東美濃という言葉をもう少し周知するための合意をつくり出す期間とか、そういった一定の私たちへの周知という意味です。
- 企画部長（牛江 宏君） 周知という期間につきましては、私ども可児市独自の部分もございいますが、この導入を進めるという方向で動き始めたすぐに東美濃の国づくりとしていろんなイベント等でスタートしてまいっております。その中で東美濃ナンバーについても一緒に皆さんにお知らせし、周知をしてきたということで、結果的にはそれは今回の導入申し込みの期限である3月30日に向けた周知でしたので、決してその期間が十分あったかというのは判断としては難しいところはございますが、できる範囲で最大限させていただいたという

ふうと考えております。

○委員長（澤野 伸君） 他に。

○委員（伊藤健二君） なかなか大変なところをいろいろ御苦労されているようですが、率直に聞いちゃいますけど、私たち議会の側は、きょうここで 2018 年度の予算を委員会決定していく状態にあります。あしたでなくてきょうなんです。

そこでお尋ねをするんですけど、きのう 3 月 12 日に行われた第 5 回目の担当者会議で、この間のさまざまな応対にかかわる変動に対する収束対応方針を案として決められて、それを各自治体、6 市 1 町に持ち帰って、市長、首長に説明をしますよね。可児市でそれができたのか、その結果、市長がおおむね了解をしておる。つまり、先ほどお聞きした書面表決に印鑑を押して、これで行きましょうというふうで最高責任者が決定に了解を出すというような状況に入りつつあるのか、それともまだそれは事務局担当者が市長の意向をそんたくして何とかまとめようと努力しておるといレベルなのか、言えるならちょっと教えてください。どっちなのでしょう。

○企画部長（牛江 宏君） まだ昨日の状況については、市長にメールで報告までという状況でございます。朝、私がこの委員会できのうの状況を説明するところを市長に報告して、この場に駆け込んでまいりましたので、まだ市長の判断についてはいただいておりますが、7 市町足並みをそろえて今回進めておりますので、基本的な方向には御理解いただくよう私ども事務方としては、最大限努力させていただきます。

○委員（高木将延君） 3 月 7 日までの委員会で、我々議会のほうで協議会のあり方というか会議の進め方だとか、情報の共有の仕方というのに問題があるんじゃないかというような意見をいろいろさせてもらいました。きのうの担当者会議のほうでは、その旨、協議会のほうにお話はしていただいているのでしょうか。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） 情報共有については、適切にやっていきたいと。私たちもしていきますし、していただきたいということは、これまでもずうっと話をしてきております。以上です。

○企画部長（牛江 宏君） これは、課長からだけではなしに、私のほうも多治見市の部長にはお願いをしてまいりましたし、できるだけしっかり情報共有することでスムーズに当然流れていきますので、その辺はぜひお願いしたいということをお話をさせていただいたところでございます。

○委員（川合敏己君） 行政にいらっしゃいますんで、ちょっと感覚的なところで教えていただきたいです。

これからトライするということで、延期をお願いされるということです。まだ 7 市町の首長が合同で出していこうということの合意はまだとれてないわけですね、首長の合意、ここに一つのハードルありますね。そのあと、県が国に対して延期をお願いしていくか、このハードルがもう一つありますね。もう一つ、そこが通ったとしても、国が今回の特例措置を、東美濃ナンバーの延期を認めるかどうか、ここの 3 つのハードルがこれからあると考えられま

すが、そうなったときの、この地域だけのことじゃなくて、全国的にこれって進んでいるわけで、この3月末の期限が延期できるものなのかどうか、その可能性、少ないようなことはおっしゃっていたんですが、まず3つのハードルが今回にはあると、さらにそれが全国的に見て延期することができるものかどうか、このガイドラインに書かれていたものが。ちょっとこの点についてもう一度お願いします。

○企画部長（牛江 宏君） 事務作業的なハードルを考えますと、厳しいというのは承知しております。ただ今回、ここに至る経緯につきましては、それぞれ、もちろん協議会本体もございますし、各市町の首長も何とか足並みをそろえて東美濃ナンバー導入に向けて、これは単なるナンバーだけにとどまらず、東美濃の広域連携に係る話なので、頑張ろうという意思是示していただいていますので、それを県にもお伝えし、県に御理解いただき、国にもその気持ちが伝わるような、そういう部分での努力を最大限図って、そこにつなげていきたいという、一縷の望みがあれば少しでも努力をするというその方向性でおりますので、よろしくお願いたします。

○委員（川合敏己君） そうですね、望みはつなげたいですけれども、かなり難しいと考えたほうがよろしいんですかね。

○企画部長（牛江 宏君） そこについての回答は、ちょっと私、ここでは避けさせていただきますと思います。

○委員（板津博之君） 市民に対して、これまで「広報かに」でも東美濃ナンバーの件は、広く知らせて周知されておるものと思うんですが、今回のこの延期について、市民に対してはどのように説明なさるおつもりですか。

○企画部長（牛江 宏君） これは、あらゆる手段、私どもが持っている手段でまずはお知らせをし、あわせて先ほど言いました東美濃というまずキーワード、そしてどうしてそれに取り組んでいるのか、東美濃ナンバーの導入がどういう効果があるのかというのは、あわせてまた繰り返しの部分も含めてお知らせするということになると思います。

○委員（高木将延君） 周知の方法はまだ決まってないということなので、答えられる範囲で構わないんですが、これ多分、協議会のほうで足並みをそろえて周知していくというような方向だとは思いますが、今年度は可児市独自の周知方法をしてきたと思うんですよ。そのような形で可児市は可児市で周知をするという方法はとれるのでしょうか。

○企画部長（牛江 宏君） まず私ども、今御紹介いただきましたように、今年度につきましては、東美濃というものがまず皆さんに十分浸透していない中で、それをキーワードに東美濃の国づくりというまず周知方法から初めております。東美濃ナンバーも合わせてということですので、これにつきましては東美濃の観光広域連携は今後も継続して、特に重点事項として進めたいということで予算のほうにもお願いしておりますので、それは当然あわせて重点施策としてやることになると思います。それ以外にはやはり7市町連携して行う部分は、共通事項としてあります。今申し上げましたように、プラスアルファで可児市独自で観光振興を進めるということで、当然やっていくことになるかと思えます。

- 委員長（澤野 伸君） 他に。
- 委員（山根一男君） 先ほど、5回にわたって今まで担当者会議を開かれたと言われましたけど、2月16日の協議会の後、きのうまでの間に開かれたことはありますでしょうか。
- 総合政策課長（瀬瀬新吾君） きのが初めてです。
- 委員（山根一男君） あと、もしかしたら2月16日かもしれませんが、可児市議会は2月15日の時点で離脱といいますか、脱会という方向で意思を示していますけれども、そのことについて協議会として何らかの対策といいますか、お話し合いをされた経緯はありますでしょうか。
- 総合政策課長（瀬瀬新吾君） 昨日の担当者会議では、そのことについては議題となっております。
- 委員（山根一男君） では、ないということですね。やはり協議会のメンバーが離脱するという事は、正直言って非常に致命的なというか、かなり大きなことなんですけれども、それは仕方がないというようなところで終わってしまっているのではないかという感じがするんですけれども、そのことについて特にフォローしようとか、何か対策という協議の場はなかったということよろしいですね。
- 総合政策課長（瀬瀬新吾君） はい、特に協議はしておりません。
- 委員（田原理香君） 先ほど、協議会の中では住民アンケートはとらないという話は出てないということでしたが、それでは可児市独自で周知だったり、同意を得られるかどうかも含めての独自のアンケートということは考えておられるのでしょうか。
- 企画部長（牛江 宏君） これは7市町足並みをそろえてということですので、足並みをそろえる中での可児市の行動になろうかと思えます。
- 委員（山田喜弘君） 今の部長の答弁だと、ほかの市町がやらないと可児市もそれに合わせてそういうことはできないということ。独自のアンケート、全て一括して7市町で全部やるということですか。
- 企画部長（牛江 宏君） これは今までの経緯でいきますと、協議会の中でどういうふうに進めるかというのを決めてきたところがございますので、私どもが少なくとも現時点で単独で何かアンケートをやることに対してのお答えをするということではないですので、今のようなお話をさせていただいたものでございます。
- 委員長（澤野 伸君） 他に御発言はよろしかったですか。
- 委員（山田喜弘君） そうすると、そもそもの協議会って、東美濃ナンバーが実現したら、もう解散するということなんですか。
- 総合政策課長（瀬瀬新吾君） 協議会の規約では、この地域の観光振興・地域振興をしていくために、東美濃ナンバーの実現を図る協議会という位置づけでございますので、まだ具体的にはどうするかは決まっておりますが、そういった目的の組織でございます。
- 委員（可児慶志君） 一部関連質問が出ていましたけれども、今まで個別に首長が申し込むという方針から、連名で申し込むということにしたということの意味合いは、どのような意

味合いなのか。それが効果的という判断をされたと思うんですけど、どういう効果があるのかなというのを、ちょっとお伺いしたい。

○総合政策課長（瀨瀬新吾君）　今回は7市町がこのナンバー導入を目指しておりまして、国への申込期限の延期につきましては、7市町の首長の連名がいいだろうという判断でございます。

○委員（可児慶志君）　先ほど川合委員がちょっと一旦取りまとめてくれたんですが、ずうっと聞いていますとね、まだ不確定要素が非常に高い状況にあるということだけは印象的に思うんですけども、この東美濃ナンバー実現協議会の負担金というのが、新年度当初からこの状況で必要なのかどうなのか。半年仮に延ばしてもらえたとしたら、それからでも十分予算は、それからつけてもいいんじゃないかなと。余りにも不確定な状況の中で、当初予算からこの実現協議会の負担金が必要なのかどうかということ非常に疑問に感じざるを得ないんですが、どうなんでしょうか、その辺は。

○企画部長（牛江 宏君）　済みません。これも最初のときに少し説明させていただいた中のお話になってしまいますが、これは仮にと、今可児委員のほうからお話がありましたが、仮に6カ月が延びて、それでもデザインの申込締め切りが12月末が変わらないことも今あり得ると、これはまだこれからの協議ですので、あらゆる可能性の中でデザインを申し込んだ後、10月以降になるんですけども、それからスタートさせることは時期的にかなり厳しくなるので、作業としてデザイン等の検討は年度が始まったら始めていく方向で今、事務的には一応進めたいという希望は持っておりますので、そういう意味でいきますと、負担金の中でデザインの検討というのは当然必要になる金額ですので、その意味合いで申し上げますと、今委員の言われました6カ月待つというよりは、先行する事務が発生するというところで、ぜひそのあたりも御考慮いただければというところでございます。

○委員長（澤野 伸君）　他に。

○委員（山田喜弘君）　そうすると、実現するかしないかわからんけれども、準備行為はすると。デザイナーにお金払わなかんから、お金がないからデザイン申し込めないと受け取るんですけど、どうですか。

○企画部長（牛江 宏君）　実際のところ、今、委員のおっしゃられる部分については、十分理解しつつ最終判断をしなければいけないと思っておりますので、それでも確実に4月から始めるよということではなしに、本当にそういうリスクの中で進めていいかというのは最終まだ判断をしなければいけないと。ただ、今そういうことで担当者会議では話が出ているということだけは、皆様方にお話をしなければいけないのでさせていただきました。

○委員長（澤野 伸君）　よろしいでしょうか。

○委員（板津博之君）　ちょっと同じような質疑になるかもしれませんが、先ほどから皆さん言われているように、不確定要素があつて、100%実現するとは現状言えないわけですよ。万が一、この話が県なり国なりで延長がまかりならんとなったり、延長されたとしても、さっきの3つのハードルを越えられなかったときに、この300万円の負担金というのは無駄銭

になるということになるかどうか、非常に答えにくいとは思いますが、ということになるわけですね。

○企画部長（牛江 宏君） デザイン検討なんかは、まさにその対象になり得ますので、先ほど申し上げました慎重な判断のもとでその事務を進めるなら、決断をしなければいけない。また、それ以外の東美濃というキーワードのPRにつきましては、これはいろんな面で幅広く活用できますので、そういうあたりにつきましては決して無駄ではないというふうには理解しております。

○委員長（澤野 伸君） よろしいでしょうか。

それでは、ここで質疑を閉じさせていただきたいと思います。

ここで、暫時休憩とさせていただきます。

執行部の皆さんありがとうございました。

〔執行部退席〕

休憩 午前9時43分

---

再開 午前9時43分

○委員長（澤野 伸君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより、本委員会に付託されました議案第1号から議案第14号までの平成30年度各会計予算、議案第15号から議案第18号までの平成29年度各会計補正予算についての討論及び採決を行います。

発言される方は、挙手をして委員長の許可を得て、マイクのスイッチを入れてから発言をお願いいたします。

議案第1号から議案第14号までの平成30年度可児市各会計予算及び議案第15号から議案第18号までの平成29年度各会計補正予算についてを一括議題といたします。

○委員（山根一男君） 議案第1号につきまして、修正動議をしたいと思います。

○委員長（澤野 伸君） ただいま、山根委員から予算の修正案についての動議がなされました。

動議についてのお諮りをさせていただきます。

この動議の取り扱いに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

賛成多数と認めます。ただいま、議案第1号に対する修正案の動議がございましたので、これを許します。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午前9時45分

---

再開 午前9時47分

○委員長（澤野 伸君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいまの修正案の内容について、お手元に配付させていただきます。

これより、議事の進行について御説明をさせていただきます。

議案第1号に対する修正案がございましたので、こちらを先に審査させていただきます。

議案の中身について御説明いただいた後、質疑、そして討論、採決というふうにさせていただきます。これはあくまで、第1号議案の修正箇所についての審査を先にやるということになります。その後第1号の予算に続いていくという日程になりますので、御承知おきを願います。

これについて、御質問ありますでしょうか。

議事進行については、よろしかったですかね。

〔挙手する者なし〕

それでは、ここで予算案の提案説明を行っていただきます。

○委員（山根一男君） それでは、私どものほうから地方自治法第115条の3及び会議規則第101条の規定によりまして、議案第1号 平成30年度可児市一般会計予算に対して修正動議の説明を行います。

お手元の資料をごらんいただきたいんですけども、まず1ページ目です。

平成30年度可児市一般会計予算、第1条第2項の第1表、歳入歳出予算のうち、歳出の一部を次のように改めます。

まず訂正箇所ですけども、全体の総務費を現行の56億4,154万3,000円から56億3,854万3,000円に300万円減額いたします。款7の商工費のほうを6億1,988万6,000円のところを6億2,288万6,000円に増額いたします。

次のページは、事の詳細が書かれておりまして、歳出予算の中で総務費から300万円をマイナス、商工費のほうへ300万円をプラスということで、歳出総額であります326億8,000万円につきましては変わりません。

詳細のほうに移ります。3ページ目ですけども、こちらのほうで、款2総務費、項1総務管理費、目7企画費のところ負担金・補助及び交付金のところ、東美濃ナンバー実現協議会負担金300万円を削除いたします。これによりまして、下のところ総務管理費が49億8,279万9,000円となります。

もう一つ、最後のページですけども、款7商工費、項1商工費、目3観光費のところ11需用費というところがありますが、そこの中の印刷製本費が179万3,000円のところを300万円増額して479万3,000円という形でプラスになります。これによりまして商工費は300万円プラスという形でございます。

内容の説明、もう少し詳しくいたしますと、まず予算修正の理由ですけども、2点上げさせていただきます。

まず第一は、東美濃ナンバーに対する市民の認知度が低く、なじみが薄いという結果が出ています。このことは、平成30年1月18日から1月31日かけて可児市民約2,200人に対して行われたアンケートでも明らかになりました。どちらかと言えばという方も含めると、

反対が 40.5%、賛成が 30%でした。また、市内事業者 104 件に向けて行われたアンケートでも反対が 45.2%、賛成が 32.9%と、どちらも反対の方が賛成する方よりも 10 ポイントほど多いという結果でした。市民アンケート、事業者アンケートどちらの結果も賛成より反対のほうがかなり多いということがわかり、さらにこの傾向は可児市、御嵩町を含む多治見市など東濃 5 市の結果も同様な傾向を示していることから、拙速にこの事業を進めることに住民理解が進んでいないということを如実に示していると考えます。

もう一つは、東美濃ナンバー実現協議会という組織に対して、いささか懸念を示したくなるような事案が続いているということです。平成 30 年 2 月末に予定されていた各市町から岐阜県知事に対する申請も 2 月 23 日の時点で延期が指示されており、このような重要な変更点を議会には知らされておらず、延期の事実がわかったのは 3 月 5 日の一般質問への回答でした。この間、協議会も開かれておらず、指示命令系統がどうなっているのか疑問を感じざるを得ない状況です。既に可児市議会は、2 月 15 日時点で東美濃ナンバー実現協議会を離脱と言っていることも含めて、このことを考える必要があると思います。

このことから、東美濃ナンバー実現協議会負担金 300 万円につきましては、現時点では見合わせるべきだと判断しております。一方、本年 1 月のアンケート調査でも、可児市の観光振興において、県や他市町との広域連携が必要だと思うかという質問について、実に 86.7%の方が賛同されていることが示されており、東美濃という言葉の普及を含めて観光振興のためにその 300 万円を執行することが適切だと考えます。

よって、総務費の中で減額となる 300 万円は、商工費の観光費として、観光パンフレット等印刷製本費として 300 万円増額するという一方で、プラス・マイナス・ゼロとして一般会計歳出総額 326 億 8,000 万円のままで変わらないということになりますが、このような修正案を提案させていただきたいと思います。以上です。

○委員長（澤野 伸君） これより修正案に対する質疑を行います。

御質疑のある方。

○委員（勝野正規君） 丁寧な説明でありがとうございました。

歳出のほうで、4 ページのところですけども、印刷製本費 300 万円ふえていくわけですけども、平成 30 年度の当初予算をつくるに当たって、行政というのはそれぞれ積み上げて予算をつくっていくんですけども、ぼんと 300 万円もらって、今は積み上げはないと思いますけれども、行政・執行部の対応は大丈夫でしょうか。

○委員（山根一男君） 先ほどの議題の中でも、東美濃の振興につきましてまず周知していくということも含めまして、合意を議会の中でもいただいているかと思ひますし、執行につきましては議会のほうでまず主導的に、そのようなことは行うべきだということを示すことで対応していただくようにしてもらえばいいかなと思います。

○委員（富田牧子君） 先ほどの説明の中で、執行部としては今後もこれに参加していくという話だったと思うんですけど、ここで 300 万円を削りますと、そこに行くいろいろな費用とか、そういうのが私は出ないと思うんですけど、削る必要があるのかなということをお



うわけです。

それで、昔、また言いますけど、首都機能移転の分担金もいろいろありました。これが本当に実現するとは私は思わなかったけれども、そのとき、それはずうっとあった。反対でしたけど、ありました。だから、反対だからといって協議会のお金を削るというのは、本当にいかななものでしょうかと思います。

これが実現するか実現しないかというのは、いろんな協議会があるんですけども、それはいろんな成り行きによって決まっていくわけですから、このナンバーに反対だからということでここまで削ってしまうというこの案には、私は反対です。

○委員長（澤野 伸君） 済みません、今は質疑なので、提案の中身についての質疑をお願いします。

○委員（富田牧子君） 本当にこれを削ってしまっても大丈夫なんですか。

○委員（山根一男君） 協議に参加できなくなるということではないというふうに判断しています。別に負担金を出すことは求められるでしょうけれども、これを削ったから協議に参加できなくなるということではないと思っております。

ですので、現時点ではこの予算に対して議会としてゴーサインをしかねるということでもありますので、もう少し時間を持ってから、補正予算か何かですることは可能かと思えますけれども、そのときはまた話し合うべきだと思います。余りにも不透明感が強いというところでの修正動議でございます。

○委員（富田牧子君） そうすると、その間はどこにか金なしで行きなさいと。何か求められても、お金は出しませんが参加はしますよということで行けということですね。お金がなくてもいいということですね。本当にそれでいいのかなというふうに思うんですけども、山根さんはそれは問題ないとおっしゃるんですけど、本当に問題ないですか。

○委員（山根一男君） それはどこに重きを置くかですし、市長の判断にもよると思いますけれども、要するに住民の代表の議会としての発意をするのか、あるいはおつき合いだからとありあえず仕方がないというところで妥協するのかというところで、今回は議会としてはやはりそれなりの判断を示すべきだと私は思っております。

○委員長（澤野 伸君） 他に御質疑は、よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑を終了といたします。

それでは、まず修正案についての討論を行います。

反対の討論から始めていただきます。

反対の討論のある方。

○委員（富田牧子君） 私は、議会がこの協議会から退会したからといって、この300万円を認めないというのはおかしいというふうに思います。

それで、その間協議会はあるわけですから、負担金は当然負担すべきだと思いますし、意に沿わないからといって、こういうふうに削ってしまうということ、このやり方は本当にど

うなのかなというふうに思います。いろんなものが予算の中にはあります。本当に反対、私たちはいつもいろいろ反対をしておりますけど、だからといってそれを削れというのは余りにも私は暴論ではないかというふうに思いますので、この300万円の修正動議は認めることはできません。

○委員長（澤野 伸君） 次に賛成討論のある方。

○委員（板津博之君） 私は、ただいま山根委員から提出されました議案1号の修正案について、賛成の立場から討論させていただきます。

まず、可児市議会が2月15日付で東美濃ナンバー実現協議会会長宛てに川上議長の名前で提出したこの東美濃ナンバー実現協議会からの脱退についてという文書から引用させていただきますが、この活動をさらに、この文書の中で、地域振興、観光振興を目指す上でこの活動をさらに広め、観光PRを拡大していくことについては可児市議会としても賛同できるものと考えておりますと、こういう一文がございました。ということで、観光振興については議会としてもここでどんどんやってくれという思いをここに込めておるわけですね。

また、後段でアンケートについての記述もございます。平成30年1月18日から平成30年1月31日まで実施されたアンケート結果は、可児市住民アンケートにおいて反対が40.5%、賛成が30%という結果となり、可児市内事業者アンケートにおいても反対が42.5%、賛成が32.9%となりました。また、7市町の住民アンケート結果は、反対が44.5%、賛成が31.7%となり、多くの住民が反対の意思を示しており、拙速な東美濃ナンバー導入に対する懸念が表明されていますということで、最終的に、よって可児市議会は現時点での東美濃ナンバー導入の決定は適切でない判断し、東美濃ナンバー実現協議会を脱退することといたしますので、御理解いただきますようよろしくお願い申し上げますという締めくくりになっております。

この文章の中でも、今申し上げたとおり、現時点での東美濃ナンバー導入の決定は適切でない、この2月15日付の文書でも言っております。ただし、この可児市議会の議会運営委員会で全会一致でこの文書が認められて提出したわけでありましたが、この脱退理由について、東美濃ナンバー実現協議会の中では第3回の協議会、2月16日の協議会の中では、可児市議会の脱退理由について何の説明もございませんでした。この公文書は、市民の方も知らないところであります。しかし、可児市議会としてはこの脱退理由についてはここで明確に述べております。

ということで、今回の修正案はまさにこの東美濃ナンバー脱退についての文書が発端となっているということをここで申し述べさせていただきたいと思っております。

2点目といたしまして、今定例会の開会日、2月21日に市長の施政方針の中で、地域経済の元気づくりについて、こういった御発言がございました。これまで戦国城跡めぐり、美濃桃山陶の聖地、癒やしの空間木曾川左岸について、重点観光資源として整備活用してまいりました。ことし1月に実施しました東美濃の国づくりに関するアンケートでは、86.7%の市民が東美濃の広域観光連携の必要を感じています。東美濃広域連携を含め、今後一層可児

市の元気をつくるための観光産業起こしを進めてまいりますというふうに施政方針で述べられております。まさに観光連携においては、東美濃の国づくりという観光連携においては議会としても積極的に進めてくださいという立場に立っておりますので、この平成 30 年度予算におきましては、東美濃の国づくりに対する PR に関しての予算がまだまだ足りないというふうに考えます。

そして3点目といたしまして、本日の議会全員協議会の前に執行部から説明がありました。まさに青天のへきれきといいますか、この段階での6カ月、東美濃ナンバーの申請の6カ月延期という報告があったわけであります。そして、種々の質疑があった中でわかったことは、現在は周知不足であるため、一定の期間が必要だとの担当者会議での説明でありました。この6カ月延期をしたことで、果たしてどれだけの周知がなされるのか。また、その周知をされた結果の判断は何をもってされるのか、質疑の中で明確な答弁はありませんでした。

このような協議会のこれまでの稚拙な運営の仕方なり、今後の進め方において、これは全くもって市民の住民福祉向上にはつながらない、このように考えます。

我々議員は、住民の代表であります。市民の代表であります。私のこれまでの活動の中で、この東美濃ナンバーについて、さまざま多くの住民から意見をお聞きいたしております。その中で、賛成という方は一人もありませんでした。恐らくここにおられる皆さんもそれぞれ地域住民の方から、東美濃ナンバーについていろんな意見をお聞きされていると思います。その中で、この東美濃ナンバーをこのまま進めていくということは、私も議員として現在それはやるべきでないというふうに判断をしております。

る説明をさせていただきましたが、以上のような理由から、今回の平成 30 年度の予算の中で上がっております東美濃ナンバー実現協議会の負担金 300 万円については執行を認めることはできない。よって削除をし、減額をした上で、先ほどの市長の観光連携をこれからやっていくんだということが論拠となり、その 300 万円を観光費に充てる、PR に充てるという 300 万円の増額をして、総額は変わらないわけでありますが、このような修正を私は以上のような論拠から賛成とさせていただきたいと思っております。以上です。

○委員長（澤野 伸君） 他に討論のある方。

○委員（中村 悟君） 私は修正案には反対ということで、意見を言わせていただきます。

まず1つには、今、板津委員が言われた市民のことを私のいろいろ聞きました。反対と言われた市民の中にもいろいろあって、東美濃という名前自体になじみがないとか、そういうことで納得がいけないという方も見れば、実は可児の人間が東濃と一緒にいる、その根本的なところで反対という方も見えます。

反対と言われた人の意見の中身が余り検証されていない時点で、ただ反対が多いからという判断をしていいのかというのが1つ。それと、これも今いろんな委員が言われました。協議会自体が大変危ういというか、今までは大変危うい、しっかりした協議会じゃなかったということで、本当に振り回されたという感があるんですけども、だからといって、協議会の危うさに振り回された形で議会として判断をしちゃっていいのかというのが1点。

それともう一つは、先ほど山根委員言われました、とりあえず様子を見ていて、うまくいけるのであればいけばいいとか、お金を出さなくても行けるんじゃないかというような発言をされましたが、私はどんな会議でも、それなりの費用負担をしない者が行けるとは到底思えません。何しに来たという扱いを受けると思います。意見を言う場もないと思います。

それともう一つは、東美濃という言葉を使うかは別にしても、東濃地域とか、広域な観光とか含めての連携事業ということについては、多分どなたに聞いても賛成だと思います。そうすると、今回の負担金 300 万円を切るということは、先ほども何回も出ています、広域連携のことも大きく含んでいるんです。それを切っちゃった時点で、可児市が東濃であれ中濃であれ、他市町村に対してそういうことが言っていけるのかどうか、本当に心配です。

いろいろ含めて、何もここで事を荒立てて修正をかけるとか、切ってしまうということをやめる必要があるのかという、議会としてそこまで責任が持てるかということに大変疑問を持っています。事を改めて、ここで修正をするということについては反対です。

○委員長（澤野 伸君） 他に討論は。

○委員（伊藤健二君） 討論について、あえて変える必要はないということで、この修正案動議については反対の立場での討論です。

理由は、あえて変える必要がない、先ほど富田委員からも提起がありました。そのとおりです。

あと指摘をしたい問題があります。この 300 万円を削って印刷製本費、今度は観光費の中の需用費の中の新たに印刷製本費というのを 300 万円ふやすということであります。そう書いてありますが、この概略の説明書を見ればわかりますように、観光交流推進事業の中に観光パンフレット等印刷製本費が 110 万 4,000 円、既に組み込まれております。それと一部ダブるような形でさらに追加の措置をとりたいというお話のようでしたが、先ほどの提案理由の説明の中でも観光にかかわるパンフレット、また賛成討論の中では交流宣伝費用にも使えるという話でしたが、ここの提案はあくまで印刷製本費として増額をするという提案ですので、そこの使用対象については目的が限られています。

また、今下から積み上げた積算でこういうものをつくりたいのでこの予算という本来の予算の考え方とはちょっとずれていて、やむを得ずそこへ持っていこうという当てつけただけの話だということで、ちょっとまだその辺は不十分ではないかと思えます。

そういう意味も込めまして、あえて変える必要はないと。広い広義のナンバー実現協議会になっているという中村委員の発言について、それでいいんではないかと私も思いますので、この修正案には反対です。以上。

○委員長（澤野 伸君） 他に討論のある方。

○委員（亀谷 光君） それでは、ちょっと切り口を変えて発言をさせていただきたいと思えます。

東美濃という言葉が新しく出てきたわけでありますけれども、この東濃 6 市、昔ありました。その中で、今回の東美濃が一番メリットがあるのはどこかということ、可児市だと私は思

います。

というのは、東美濃を統治した最初の武将は森武蔵守長可とって、かなりの活動をした歴史的立証ができるいい状況にあるんだと。先回、我々も議会で議長のお話の中で、運営の仕方について議論があって、いわゆる議会として離脱はしたわけでありましてけれども、今回のこれにつきましては、そういった意味で、私も中津川、恵那地域の議員とも話をしておりますけれども、今回については可児市が一番メリットがあるんじゃないか。ということは、今後、執行部はわかっておるとは思いますけど、したがってその市町が今準備して、執行部もですね、今わからんけど頑張ろうとしているんだよというふうにきょうはっきり言いましたね。ですから、今の頭の段階で予算を削減してしまうということは、非常に足元をすくうようなことになるのではないかと私は判断しまして、今山根委員の反対討論に対しては反対で、賛成討論の意見とさせていただきます。

○委員長（澤野 伸君） どっちでしょうか。

○委員（亀谷 光君） 済みません、山根委員のことについては反対でありますから、よろしくお願いたします。

○委員長（澤野 伸君） 他に討論のある方。

○委員（高木将延君） それでは、私は修正案の賛成の立場で討論させていただきたいと思えます。

議会の総意では、先ほど板津委員が発言されたとおりでと思います。協議会は離脱しましたが、導入自体には反対しないという、拙速な時間を持ってということでもあります。

ただ、いろいろ執行部等のお話を聞く中で、本年度、平成 29 年度は協議会には参加しておりますが、負担金は出さずにいろいろと活動していただくことができましたというか、そういうような形で来ております。可児は今回、東美濃というくくりになりますと、どちらかという東濃に加わるというイメージが強くて、ほかの多治見等の市には東濃がそのまま東美濃に変わるといようなイメージで捉えられていると思うんですけど、そういう意味でいくと、今回平成 29 年度にやってきたような独自にPRしていく必要があるのかなというふうに思っております。

そういう意味でもありまして、やはり負担金を出して一緒にやっていく、しかもその負担金の使用、どのように使うかというのもまだ決められていないような、決まっていなような状況です。ここに来て、当初ですと図柄入りナンバーのことだけでしたが、今後、周知活動もあわせて進めていくとなると、その部分も確かに協議会のほうで活動に係るお金は出てくると思うんですけど、その積算もないまま負担金の金額だけ決まっているというようなところですので、そういうことを考えますと、この 300 万円を可児市の市民に有効的に使っていく方法としては、やはり独自にPRできるような形に予算を変更するということが私はいのかなと思っております。

以上で賛成討論とします。

○委員長（澤野 伸君） 他に討論のある方。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

それでは討論を終了いたします。

これより議案第1号に対する修正案について採決をいたします。

挙手により採決をいたします。

議案第1号に対する修正案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手多数であります。よって、議案第1号に対する修正案については、可とすべきものと決定いたしました。

次に、修正部分を除く原案についての討論を行います。

反対の討論から始めていただきます。

討論のある方。

○委員（富田牧子君） 議案第1号、可児市一般会計の予算ですが、4点について反対をいたします。

1つは、岐阜医療科学大学開設支援金についてです。

平成30年度の可児市一般会計の予算規模は、326億8,000万円です。高齢化が進み、市税収入も前年度より5億2,500万円も減額が予想される予算となっているわけですが、ところがこの中で、岐阜医療科学大学の開設支援として18億円もの補助金を一般財源から支出することになっております。これは予算の5.5%に当たる金額です。

本来、大学が新学部開設に当たっては、大学が自前で開設資金を調達するのが筋であります。補助をするにしても、新設費用の半分も補助をするのは、私は行き過ぎであると考えます。

そしてこの補助について、初めから18億円ありきで、市ではそれに合わせて経費の2分の1を上限として補助金を交付する大学の設置及び整備促進に対する補助制度を新設いたしました。過剰な支援であり、岐阜医療科学大学への支援は名城大学と同等の9億円程度が妥当だと思うので、この18億円には反対をいたします。

次に、リニア中央新幹線の問題についてです。

JR東海という一企業の計画したリニア中央新幹線は、安倍政権が国家的プロジェクトと位置づけて財政投融资から3兆円を低利で融資する公共事業となりました。ところが、早くも工事をめぐる大手ゼネコンの談合事件が発生しまして、独禁法違反容疑で逮捕者まで出ているありさまです。また、新幹線車両本体に亀裂が生じるなど、安全面への信頼も揺らいでいる状況であります。

その上、採算性にも疑念のあるリニアは、工事中止すべきとの立場で、リニア建設促進期成同盟会分担金の予算がこの予算の中にありますので、それに反対いたします。

次に、電源立地地域対策交付金についてです。

東京電力福島第一原発の事故から7年が過ぎましたが、事故原因の究明も進まず、ふえ続

ける汚染水を取り出す見通しありません。安倍政権は、電力会社や原発メーカーの利益を優先して、現在は原発が4基再稼働している状況です。その上、使用済み核燃料の最終処分場の問題は未解決のままで、国とNUMOの最終処分場探しは進んでいません。東濃地域が核のごみ捨て場にならないよう、注視していかなければなりません。平成30年度予算には、電源立地地域対策交付金、超深地層研究所分が含まれており、反対をいたします。

4番目に、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法のグラントルールの代替業務についてです。

平成29年度以降も、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法のグラントルールによって代替業務を随意契約で提供しているということは、他との公平性から大いに問題であると考えます。グラントルールは一日も早く廃止をし、関係事業者も一般競争入札で業務を契約すべきとの意見で、この下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法、グラントルールの代替業務が含まれている新年度の予算には反対をいたします。以上です。

○委員長（澤野 伸君） 次に賛成の討論のある方。

○委員（田原理香君） 賛成の立場で討論いたします。

まず、予算審議に先立ち報告を受けました平成30年度当初予算編成への予算決算委員会からの提言に対する対応に関し、災害時の情報発信について、観光交流推進事業についての2つの項目について、平成29年度の補正予算で前倒して実施するなど、積極的な推進が示されるとともに、当初予算への必要な措置もなされており、適切な対応がとられていることを評価したいと思います。

一般会計の予算の規模は、前年度対比7億7,000万円、2.3%減で、過去最高であった前年度予算額から減額とはなったものの、過去2番目に大きな予算額となっています。引き続き市民サービスの向上と持続的な発展を目指そうとする姿勢のあらわれであると思います。

また、予算と合わせチェックすべき実質公債費比率など、財政の健全化を示す指標は毎年度の決算で確認したとおり、健全財政を維持し続けています。

市税は前年度対比5億2,560万円、3.5%減で、143億2,140万円となりますが、歳入全体に占める割合は43.8%と引き続き歳入の根幹となっております。

また、市の借金に当たる市債は、前年度対比17億7,140万円、36.7%減の30億5,920万円となっており、前年度あった子育て健康プラザ建設事業債20億7,960万円が減少となったことが大きく影響しているものと言えます。

しかし、可児駅前線街路事業や、土田渡多目的広場整備事業など、継続事業の完成に向け、財源的に有利な合併特例債を有効に活用するなどの効果的なアプローチがなされていると言えます。

平成30年度もこれまでの4つの重点方針を継続し、市民にとって連続性のある非常にわかりやすい予算としても組み立てられていると思います。

まず重点方針の1、高齢者の安気づくりでは、本年5月に開館予定の可児市子育て健康プ

ラザクッキングスタジオや健康スタジオ、高齢者を含めたあらゆる市民を対象に多彩な教室を実施することで、健康づくりの充実が図れるものと思います。

次に重点方針の2の子育て世代の安心づくりでは、同プラザに新設される市民支援室や移設される「絆る～む」、中央児童センター「にこっと」など、施設運営事業が手厚く計上され、可児市子育て健康プラザを核とするマイナス10カ月から「つなぐ まなぶ かかわる子育て」が着実に進められていることがわかります。また、待機児童をなくすための保育施設の整備、保護者ニーズに対応するためのキッズクラブの整備なども着実に進められています。

次に、重点方針の3、地域経済の元気づくりでは、若者の地元企業への就職を促進する施策や、住宅新築リフォーム助成金の継続など、経済の基盤となる商工業振興への積極的な姿勢が示されています。また、子育て健康プラザの開館と並行しまして、可児駅前広場整備事業や可児駅前線街路事業など、可児駅周辺の整備事業にも力を入れており、早期完成が望まれます。

重点方針4、まちの安全づくりでは、いつ発生してもおかしくない大地震の発生に備えるため、地域の防災力の強化、防災訓練や避難所備蓄品の充実など、災害対策の一層の推進も図るものであります。また、安全な市民生活に欠くことのできない道路施設などのインフラ整備も、限られた財源ではありますが、一定の予算規模が確保されていることが認められます。

本年度の予算の大きな特徴としまして、開設まであと1年となる岐阜医療科学大学の開設準備補助金が計上されております。地域医療を支える人材育成や、地域での活躍を大学と可児市が一緒に担っていくということ、若者によるにぎわいや活力だけでなく、相乗効果が生まれることに大変期待したいと思います。

以上のように、平成30年度一般会計予算は、可児市が目指すまちの姿をしっかりと見据え、今すべきことを十分に精査した予算であると思ひ、賛成討論といたします。以上です。

○委員長（澤野 伸君） 他に討論のある方、よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは討論を閉じさせていただきます。

次に、修正部分を除く原案を採決いたします。

修正部分を除く議案第1号 平成30年度可児市一般会計予算について採決をいたします。

挙手により採決を行います。

修正部分を除く原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、修正部分を除く議案第1号 平成30年度可児市一般会計予算については、原案のとおり可とすべきものと決定いたしました。

ここで、お手元の時計で10時40分まで休憩といたします。

休憩 午前10時27分



○委員長（澤野 伸君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第 2 号 平成 30 年度可児市国民健康保険事業特別会計予算について、討論を行います。

討論のある方、よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは討論を終結いたします。

これより議案第 2 号 平成 30 年度可児市国民健康保険事業特別会計予算について、採決をいたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第 2 号 平成 30 年度可児市国民健康保険事業特別会計予算については、原案のとおり可とすべきものと決定いたしました。

次に、議案第 3 号 平成 30 年度可児市後期高齢者医療特別会計予算について、討論を行います。

討論のある方。

○委員（富田牧子君） 反対討論です。

議案第 3 号 平成 30 年度可児市後期高齢者医療特別会計予算について、後期高齢者の医療保険料は 2 年ごとに値上げを繰り返し、保険料の値上げが続いて、今回も均等割で 4 万 1,214 円、所得割は 7.55% で、平均保険料は年間 5 万 8,897 円となりました。2 年前の前回に比べて 607 円の値上げです。

高齢者の年金は減る一方なのに、後期高齢者医療保険料は上がるばかりです。平成 29 年度からは後期高齢者医療保険料の軽減措置が廃止され、さらに負担が大きくなった後期高齢者が増加しております。高齢者の生活を脅かす後期高齢者医療制度には反対をいたします。

○委員長（澤野 伸君） 他に討論。

○委員（出口忠雄君） 私は、議案第 3 号について、賛成の立場で討論いたします。

平成 30 年度可児市後期高齢者医療特別会計予算について討論いたします。

予算総額のうち、96.3% は岐阜県後期高齢者医療広域連合に納められております。健全な財政運営や事業運営が図られていると考え、賛成いたします。以上です。

○委員長（澤野 伸君） 他に討論は、よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは討論を終結いたします。

これより議案第 3 号 平成 30 年度可児市後期高齢者医療特別会計予算について、採決をいたします。

挙手により採決を行います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、議案第 3 号 平成 30 年度可児市後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可とすべきものと決定いたしました。

次に、議案第 4 号 平成 30 年度可児市介護保険特別会計予算について、討論を行います。討論のある方。

○委員（富田牧子君） 議案第 4 号 平成 30 年度可児市介護保険特別会計予算について、反対討論を行います。

平成 30 年の 4 月から、第 7 期介護保険計画が始まりますが、この第 7 期の介護保険計画では、1 号被保険者の標準月額介護保険料は、前回に比べて 300 円値上げの月額 5,500 円となりました。第 6 期には、要介護 1、2 の人の訪問通所介護サービスを介護保険から外して地域支援事業に移行する、また特別養護老人ホームの入所は要介護 3 以上に、そして介護施設に入所している方々には、補足的給付を縮小する、また所得 160 万円以上の人の介護保険利用料を 2 割負担とするなど、各種にわたって第 6 期では改悪が行われましたが、第 7 期においても、平成 30 年 8 月からは現役並み所得のある高齢者の介護保険の利用料は 3 割に、そしてまた 10 月からは訪問介護の生活援助サービスの利用制限も実施をされることになっております。必要な支援が制限されれば、家族介護か自費で保険外サービスを利用するしかなくなってしまいます。ますます保険あって介護なしの状況が進行していております。

老後の安心・安全を願う高齢者と家族の願いに逆らい、制度の根幹を掘り崩す介護保険改悪のもとでの平成 30 年度介護保険特別会計予算には反対をいたします。

○委員長（澤野 伸君） 他に討論は。

○副委員長（天羽良明君） 議案第 4 号 平成 30 年度可児市介護保険特別会計予算について、賛成の立場から討論をいたします。

平成 30 年度は、第 7 期介護保険事業計画が始まる重要な年度です。平成 28 年度から始まった介護予防・日常生活支援総合事業も継続されており、予防を積極的に展開していくための事業や、市内 6 カ所の地域包括支援センターによる高齢者に係る総合相談、権利擁護業務の充実や介護保険サービスの給付に対する適正な予算が確保されているので、賛成いたします。

○委員長（澤野 伸君） 他に討論は、ございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

以上をもちまして討論を終結いたします。

これより議案第 4 号 平成 30 年度可児市介護保険特別会計予算について、採決いたします。

挙手により採決を行います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、議案第4号 平成30年度可児市介護保険特別会計予算については、原案のとおり可とすべきものと決定いたしました。

次に、議案第5号 平成30年度可児市自家用工業用水道事業特別会計予算について、討論を行います。

討論のある方。

〔挙手する者なし〕

それでは討論を終了いたします。

これより議案第5号 平成30年度可児市自家用工業用水道事業特別会計予算について、採決をいたします。

挙手により採決を行います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第5号 平成30年度可児市自家用工業用水道事業特別会計予算については、原案のとおり可とすべきものと決定いたしました。

次に、議案第6号 平成30年度可児市農業集落排水事業特別会計予算について、討論を行います。

討論のある方。

〔挙手する者なし〕

それでは討論を終結いたします。

これより議案第6号 平成30年度可児市農業集落排水事業特別会計予算について、採決を行います。

挙手により採決を行います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第6号 平成30年度可児市農業集落排水事業特別会計予算については、原案のとおり可とすべきものと決定いたしました。

次に、議案第7号 平成30年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計予算について、討論を行います。

討論のある方。

〔挙手する者なし〕

それでは討論を終結いたします。

これより議案第7号 平成30年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計予算について、採決いたします。

挙手により採決を行います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第7号 平成30年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計予算については、原案のとおり可とすべきものと決定いたしました。

次に、議案第8号から議案第12号までの平成30年度可児市土田・北姫・平牧・二野・大森各財産区特別会計予算についての5議案に対する討論を行います。

討論のある方。

〔挙手する者なし〕

それでは討論を終結いたします。

これより議案第8号から議案第12号まで平成30年度可児市土田・北姫・平牧・二野・大森各財産区特別会計予算についての5議案について、一括採決いたします。

挙手により採決を行います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、本5議案は、原案のとおり可とすべきものと決定いたしました。

次に、議案第13号 平成30年度可児市水道事業会計予算について、討論を行います。

討論のある方。

〔挙手する者なし〕

それでは討論を終結いたします。

これより議案第13号 平成30年度可児市水道事業会計予算について、採決をいたします。

挙手により採決を行います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第13号 平成30年度可児市水道事業会計予算については、原案のとおり可とすべきものと決定いたしました。

次に、議案第14号 平成30年度可児市下水道事業会計予算について、討論を行います。

討論のある方。

〔挙手する者なし〕

それでは討論を終結いたします。

これより議案第14号 平成30年度可児市下水道事業会計予算について、採決を行います。

挙手により採決を行います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第14号 平成30年度可児市下水道事業会計予算については、原案のとおり可とすべきものと決定いたしました。

次に、議案第15号 平成29年度可児市一般会計補正予算（第5号）について、討論を行

います。

討論のある方。

〔挙手する者なし〕

それでは討論を終結いたします。

これより議案第 15 号 平成 29 年度可児市一般会計補正予算（第 5 号）について採決を行います。

挙手により採決を行います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第 15 号 平成 29 年度可児市一般会計補正予算（第 5 号）については、原案のとおり可とすべきものと決定いたしました。

次に、議案第 16 号 平成 29 年度可児市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、討論を行います。

討論のある方、よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは討論を終結いたします。

これより議案第 16 号 平成 29 年度可児市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、採決いたします。

挙手により採決を行います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第 16 号 平成 29 年度可児市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）については、原案のとおり可とすべきものと決定いたしました。

次に、議案第 17 号 平成 29 年度可児市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、討論を行います。

討論のある方。

〔挙手する者なし〕

それでは討論を終結いたします。

これより議案第 17 号 平成 29 年度可児市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、採決をいたします。

挙手により採決を行います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第 17 号 平成 29 年度可児市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）については、原案のとおり可とすべきものと決定いたしました。

次に、議案第 18 号 平成 29 年度可児市下水道事業会計補正予算（第 2 号）について、討

論を行います。

討論のある方、よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは討論を終結いたします。

これより議案第 18 号 平成 29 年度可児市下水道事業会計補正予算（第 2 号）について、採決を行います。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第 18 号 平成 29 年度可児市下水道事業会計補正予算（第 2 号）については、原案のとおり可とすべきものと決定いたしました。

以上で、本日の当委員会の会議の日程は全部終了いたします。

それでは、お諮りいたします。

本日審査いたしました案件に関する委員長報告案の作成については、委員長、副委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございます。それでは、各質疑においでる委員の皆さんから御提言いただいたものの扱いについて、少しお話をさせていただきたいと思えます。

総務企画の部分、そして建設市民の部分、教育福祉の部分で委員の皆さんから御発言があったもの、委員会として取りまとめた御発言の扱いにすべきものがあれば、この場で御発言を願いたいと思えます。特になければ、委員長報告の中で皆様の御意見については、付記させていただいて執行部に対しての意見陳述とさせていただきたいと思えますが、御意見ありますでしょうか。

委員会での取りまとめは、特によろしいですか。何か御意見があれば。

〔挙手する者なし〕

特にあれですが、ちょっと私のほうから少しお話をさせていただきますが、岐阜医療科学大学開設支援の 18 億円、これ本予算のほうに上がってきておりますが、要は積み立てによって最大 18 億円ということですので、予算執行に関しての途中経過も随時注視していかないといけない部分もありますので、この点については補正のときに当委員会から発言をさせていただいておりますので、この件についてはもう一度、委員会として発言をしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

ほかに何かございましたら。よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、以上をもちまして終了とさせていただいてもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、これにて予算決算委員会を閉会といたします。お疲れさまでございました。ありがとうございました。

閉会 午前 10 時 56 分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 30 年 3 月 13 日

可児市予算決算委員会委員長